

## 平成23年度 特別相談の状況

京都商工会議所  
経営安定特別相談室

リーマンショックの後、中小企業金融円滑化法の施行や国の緊急保証制度により、中小企業の倒産は減少し、特別相談の件数も峠を越したかに思われた。しかしながら、昨年3月に発生した東日本大震災と、その後の急激な円高、電力不足等は直接・間接に企業経営に大きな影を落とし、特に業績不振が続く中小企業では更なる経営悪化を招く状況となった。

このような情勢下にあつて、昨年度の当相談室への相談件数は創設以来最も多いものとなり、相談の内容もますます深刻化した。

### 1. 相談案件の状況

#### (1) 相談件数

##### ① 総合

平成23年度の相談件数は95件で、前年度の79件より16件増(20%増)となり、これまで最も多かった平成21年度の90件を更に5件上回り、相談室創設以来、最も多い相談件数となった。

当相談室が創設された昭和54年度から平成20年度まで30年間の相談件数は1094件(年間平均36.5件)であるが、平成21年度以降は相談件数が大幅に増えている。

##### ② 業種別

業種別では、小売業が26件(27%)で前々年度・前年度とトップだった製造業に代わってトップとなり、次いで建設業の21件(22%)、製造業17件(18%)、卸売業16件(17%)、サービス業11件(16%)の順になった。

##### ③ 規模別

規模別では、小企業\*が69件で全体の73%と過半を占めており、過去32年間の平均値70.3%に近い数値を示した。

\*小企業…従業員数が 製造・建設・運輸業は5人以下、卸・小売・サービス業等は2人以下。

##### ④ 要因別 (多くの企業が複数の不振原因を抱えているが、ここでは主要原因でカウントしている)

経営不振の要因として一番多かったのは「受注・販売不振」の56件(59%)で、このうち7件が東日本大震災の直接的な影響を受けたとしている。次いで「既往のしわよせ」\*が25件(26%)となっており、この2要因で全体の85%を占めた。

過去に多かった「放漫経営」や「高利・融手の利用」は近年は殆どなくなった。

\*既往のしわよせ…欠損累積・借入過大など、過去の原因によるもの。

#### (2) 相談の要旨

##### ① 借入希望

相談95件のうち81件(85%)は借入を希望しての相談。このうち25件は既存借入の返済条件を変更し元金返済を据置いており、借入できないことを自覚しつつ支払資金に困り、追加の借入を希望しての相談である。

##### ② その他

残る14件(15%)のうち、「条件変更後の返済期限が到来したが更に延長を希望」6件、「資金繰りについて」3件、「廃業したいがどうしたらよいか」2件、あと「不動産を売却し借入を返済、一から出直したい」などとなっている。

## 2. 処理結果の状況

### (1) 相談処理終結件数

平成23年度の相談処理件数は、前年度からの繰越15件と当年度受付95件の110件。  
このうち処理を終結した件数は75件で、前年度の88件より13件減少した。

相談件数が増加しているのに終結件数が減少しているのは、相談内容が深刻化し  
相談回数が増えるとともに期間も長期化しているためである。

75件の内訳は、「危機回避」59件、「整理等」2件、「調停不能」14件となっている。

### (2) 処理の内容

#### ① 危機回避

「危機回避」59件のうち「金融斡旋」が21件、「金融・資金調達面の指導等」が23件、  
「経営・再建計画等作成指導」が2件、「資産の処分」2件などとなっている。

「金融・資金調達面の指導等」23件のうち、11件は支払いを延期するなどにより当面の  
資金繰危機を回避した。

② 「整理等」2件はいずれも事業の将来性が見込めないため会社勤務に転向し 事業は自主  
的に整理した。

③ 「調停不能」14件の内訳は、相談途絶:」5件、関係先の協力不成立:」3件、調停不適當  
:3件などとなっている。

## 3. 今後の方向

中小企業金融円滑化法の1年延長で、当面の倒産急増の懸念はやや薄らいだ。しかし、  
中小企業にとっては経営環境悪化が続いており、とりわけ小規模零細企業を中心に倒産の  
傾向が強まる恐れがある。

このような情勢下にあって、当相談室としては、中小企業の危機回避、経営改善に向けて、  
関係機関との連携を強め、更にきめ細かな相談業務を展開したいと考えている。

本件についてのお問合せは  
経営安定特別相談室（中小企業経営支援センター内）  
TEL 212-6463

# 特別相談の状況

H.24. 3.31

京都商工会議所 経営安定特別相談室

(単位: 件)

年 度	21 年度					22 年度					23 年度				
期 間	四 半 期				合 計	四 半 期				合 計	四 半 期				合 計
	第1	第2	第3	第4		第1	第2	第3	第4		第1	第2	第3	第4	
前年度からの繰越件数	13					24					15				
当年度受付件数	34	20	14	22	90	18	20	23	18	79	21	23	27	24	95

## 【相談受付企業の内訳】

業 種 別	21 年度					22 年度					23 年度				
	第1	第2	第3	第4	合 計	第1	第2	第3	第4	合 計	第1	第2	第3	第4	合 計
製 造 業	7	7	2	6	22	3	7	9	2	21	4	4	3	6	17
卸 売 業	6	3	4	4	17	2	5	2	1	10	3	4	6	3	16
小 売 業	6	5	1	7	19	5	3	4	4	16	5	4	9	8	26
サ ー ビ ス 業	8	2	3	2	15	5	1	3	7	16	2	4	2	3	11
建 設 業	7	2	4	3	16	3	3	4	4	14	5	6	7	3	21
運 輸 業		1			1		1	1		2	2			1	3
そ の 他					0					0		1			1
計	34	20	14	22	90	18	20	23	18	79	21	23	27	24	95

規 模 別	21 年度					22 年度					23 年度				
	第1	第2	第3	第4	合 計	第1	第2	第3	第4	合 計	第1	第2	第3	第4	合 計
小 企 業 (工 5、商・サ 2)	25	13	8	17	63	13	17	15	13	58	12	19	20	18	69
小 規 模 企 業 (工20、商・サ 5)	9	4	4	2	19	4	3	4	4	15	7	4	6	1	18
その他の中小企業		3	2	3	8	1		4	1	6	2		1	5	8
計	34	20	14	22	90	18	20	23	18	79	21	23	27	24	95

危 機 要 因 別	21 年度					22 年度					23 年度				
	第1	第2	第3	第4	合 計	第1	第2	第3	第4	合 計	第1	第2	第3	第4	合 計
関連企業の倒産	2	1	4		7	1			2	3					0
受注・販売不振	25	13	4	15	57	8	12	16	10	46	9	17	14	16	56
放漫経営				1	1					0					0
既往のしわよせ	3	3	6	3	15	6	4	5	4	19	7	5	8	5	25
経営計画の失敗		3			3	2		1		3	1		1		2
支払・回収条件の悪化	1			1	2		1	1		2	1			2	3
高利・融手の利用					0					0					0
そ の 他	3			2	5	1	3	0	2	6	3	1	4	1	9
計	34	20	14	22	90	18	20	23	18	79	21	23	27	24	95

## 【処理結果の内訳】

処 理 結 果	21 年度					22 年度					23 年度				
	第1	第2	第3	第4	合 計	第1	第2	第3	第4	合 計	第1	第2	第3	第4	合 計
危 機 回 避	16	13	19	10	58	17	12	25	13	67	12	13	22	12	59
整 理 等	1	4	3		8	1	3	3	1	8	1			1	2
調 停 不 能	6	3	2	2	13	4	2	2	5	13	1	4	4	5	14
計	23	20	24	10	79	22	17	30	14	88	14	17	26	18	75
(継 続 中)					24					15					35

危 機 回 避 案 件 の 処 理 方 法	21 年度					22 年度					23 年度				
	第1	第2	第3	第4	合 計	第1	第2	第3	第4	合 計	第1	第2	第3	第4	合 計
金 融 幹 旋	4	3	1	3	11	2	4	6	5	17	5	7	6	3	21
受 注 幹 旋					0					0					0
遊休資産の処分	2	1	1		4			2		2	2				2
事業の整理・縮小					0					0					0
人員の整理					0					0	1				1
事業の転換支援					0			1		1					0
親戚・縁者の支援協力		1	1		2			1		1					0
債権者の支援	1	1	2		4			1		1					0
売上・経費面の指導・助言					0					0				1	1
金融・資金調達面の指導等	8	7	13	3	31	11	5	11	2	29	2	5	9	7	23
経営・再建計画等の作成指導					0			1	1	2			1	1	2
社内外の係争・債権回収に関する指導			1		1	1		1		2					0
そ の 他	1			4	5	3	3	1	5	12	2	1	6		9
計	16	13	19	10	58	17	12	25	13	67	12	13	22	12	59